

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 4-3-1	事務事業名 結核健診事業	所管部課 市民部健康課
----------------	-----------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的		根拠法令等
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項の規定に基づき、結核の予防と早期発見により、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。		<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 事業内容については、胸部エックス線間接撮影により行う。二次検査は胸部エックス線直接撮影を行う(全額公費負担)。実施方法については、保谷保健福祉総合センター等を会場に集団健診により実施する。(当日申込制) 対象者は、65歳以上の者(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく健康診断を受ける機会のない者)となっている。ただし、特別養護老人ホーム等、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号及び第2号の2から第5号までに規定する施設の入所者を除く。 (予算事業名 04.01.02.02胸部健診(肺がん・結核)事業費)		
事業開始時期	合併前	実施形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	事業費(A)				4,514	5,211	5,746
財源内訳	国庫支出金・都支出金		千円				
	地方債						
	その他 ()						
一般財源			4,514	5,211	5,746	9,585	
所要人員(B)		人		0.10	0.10	0.10	0.10
人件費(C)=平均給与×(B)		千円		817	770	794	821
臨時職員賃金等(C')		千円		1,104	1,010	1,229	1,336
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		千円		6,435	6,991	7,769	11,742
単位当たりコスト							
(E)=(D)/ (結核健診受診者数)		千円		3	3	3	

評価指標の設定	活動等指標		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	①結核健診受診者数	実績値	人	2,027	2,310	2,723		
	②結核発見数	実績値	人	0	0	0		
《指標の説明・数値変化の理由 など》 胸部健診(結核・肺がん)のうち、65歳以上の受診者数・受診率(65歳以上の市民を対象とする)。 ①結核健診受診率として平成23年度5.0%、平成24年度5.6%、平成25年度6.1%と年々増加している。								
評価指標の設定	成果指標		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	一次	結核新登録患者総数	目標値	人		38以下	38以下	38以下
		実績値	人	39	38			
	二次	目標値	人					
実績値		人						
《指標の説明・数値変化の理由 など》 平成23年度実績数を目標値とした。								

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	各市で実施体制、対象年齢等のバラつきがあるが、法律を基に、長年取り組んでいる。	
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	各市で実施体制、対象年齢等のバラつきがあるが、法律を基に、長年取り組んでいる。委託事業者(複十字病院)は、多摩小平保健所圏域に4か所ある結核病床を有する病院の一つで、サービス水準は高いと思われる。
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	重複する検査法として「肺がん検診」について既に合わせて行う方式を取っている。

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	1	継続実施	結核は、感染症法として定期的健康診断の実施が市町村長に義務付けられており、平成23年には都内で3,022人の患者発生が報告されている疾患である。しかしながら、健診での発見より罹患してから発見されることが多くなっていることから、対象年齢の幅減の改正が繰り返され、現在65歳以上が対象となっている。 また、現在、同時実施している肺がん検診については、対象年齢が40歳以上であり市として受診率向上を目指す対策型検診である。 2事業の目的に沿って、胸部レントゲン撮影の読影を胸部健診として行うことで、単独で結核健診にかかる費用がなく効果的に取り組んでいる。 今後も、受診しやすい体制で実施できるように事業内容の検討を引き続き実施する。 臨床では、結核を診たことのない医師も増えていることから、結核診断が的確に実施できる医療機関へ委託し、精度管理に配慮する。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	3		
	受益者負担の適切さ	1		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	3	継続実施	法定の事業であり、今後も継続して実施する必要がある。 本事業は、肺がん検診との同時診断により、効率的な方法で実施しており、現時点においては代替方法もなく、最善の方法と言える。 また、公民館や地区会館など市内6か所で実施している事業についても、結核の蔓延防止や罹患率を見逃さない体制の観点から、他団体の取組みを参考にしつつ、実施方法を引き続き検討されたい。 本事業は、レントゲンの間接撮影方式と、肺がん検診との同時診断により、効率的で安価な方法で実施しており、現時点においては代替方法も無く、最善の方法と言える。 また、公民館や地区会館など市内6か所で実施している事業についても、結核の蔓延防止や罹患率を見逃さない体制の観点から、他団体の取組みを参考にしつつ、実施方法を引き続き検討されたい。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	3		
C	市民ニーズの把握	3		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
対象外	

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
継続実施	本事業は、平成18年度評価において、結核予防法関連法案の改正動向を踏まえて、抜本的見直しとされたものであるが、同法改正後も結核健診は法定事業として継続されることとなったため、事業を継続実施してきたものである。 継続して実施することとなったものの、結核健診の実施方法について、肺がん検診との同時診断を行うことにより、効率的な方法に見直したことは評価できる。 今後については、二次評価にもあるとおり、事業の実施方法について引き続き検討し、適正実施に努められたい。

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	レントゲンの撮影方式については、平成28年度から「直接撮影方式」に移行を予定している(検診車の老朽化等)。この移行により、検診に要する1人当たりの時間も多くなることから、申込制の導入等、一定の時間枠での検診方法を検討する。
---------------	---